

## 「特設行政相談会」 開催

10月15日(月)から21日(日)までの1週間は総務省の「行政相談週間」です。「行政相談週間」は、行政相談制度についてのさまざまな行事を各地で集中的に実施することによって、広く国民に理解と認識を深めてもらうこと、また、その利用を促進することを目的として、総務省が定めている週間です。

このような趣旨をふまえ、羽曳野市では、市民の皆様に行行政相談制度の理解と認識を深めてもらえるよう「特設行政相談会」を実施します。お気軽にご相談にお越しく下さい。



実施日時 : 10月17日(水)

13:30 ~ 16:30 (受付時間 : 13:00 ~ 16:00)

実施場所 : 羽曳野市役所 A棟 2階会議室

相談内容 : ○行政相談 (行政相談委員)

国の行政機関等の業務に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談

○法律相談 (大阪弁護士会所属弁護士)

離婚、金銭貸借、自己破産などの法律に関する相談

※事前予約とします。10月1日(月)9:00から電話受付

【☎ 957-4000】

○登記相談 (司法書士)

土地・建物に関する権利の登記などについての相談  
登記相談 (土地家屋調査士)

土地・建物に関する表示登記についての手続きの案内  
および測量や土地の境界などに関する相談

その他 : ○法律相談は電話による事前予約制となります。それ以外は、当日随時受付をします。

○相談はすべて無料です。

問合せ : 市民協働ふれあい課 ☎ 958-1111 内線 1081

**総務省・近畿管区行政評価局でも総合相談所を開設します。**

**当日は、各機関から専門官が出席し、皆様の相談に応じます。**

実施日時 : 10月15日(月) 10:00 ~ 16:00

実施場所 : 大丸松坂屋百貨店 大丸 大阪・心齋橋店 本館7階特設会場

出席機関 : 近畿総合通信局、大阪法務局、大阪労働局、大阪府、大阪市、

日本年金機構、大阪弁護士会、近畿税理士会など 15 機関

## ～行政相談委員は皆様の身近な相談相手です～

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、

- 苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- 苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいか分からない
- 手続・サービスなどの関係で制度や仕組みが分からない

などがございましたら、総務大臣委嘱の行政相談委員に相談ください。相談は、口頭(面談)、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。費用は無料で、秘密は守られます。なお、市役所では「行政相談」として毎月第2水曜日(10月を除く)13:00から15:00まで、本館1階市民相談室および陵南の森総合センター1階第1会議室にて行っています。予約は不要ですので、お気軽にお越しく下さい。

行政相談委員は、皆様の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

**羽曳野市の行政相談委員は**

**奥野 展三** ☎ 956 - 5877 飛鳥 711

**八尾 芳文** ☎ 956 - 8969 古市 4-10-17

**中野 勇** ☎ 938 - 2691 島泉 9-21-5